

# 千葉県報

定例  
令和5年10月17日

## 主要目次

告示	道路区域の変更(三件)	一
公告	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	一

## 告示

## 示

### 千葉県告示第三百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和五年十月十七日から三週間、縦覧に供する。

令和五年十月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 道路の種類 県道
- 路線名 小見川海上線
- 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長
	前	後		
香取市貝塚字重念一、七五九番一地先から字羽ノ内二、〇〇二番一地先まで	五・四〇メートルから一六・三五メートルまで	一一・一三メートルから六八・七八メートルまで	六七八・八四メートル	六七八・八四メートル

### 千葉県告示第三百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和五年十月十七日から三週間、縦覧に供する。

令和五年十月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 道路の種類 県道
- 路線名 八日市場佐倉線
- 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長	摘要
	前	後			
香取郡多古町染井字塚崎一、九番一地先から字明上塚一、八番四地先まで	七・六〇メートルから一〇・八〇メートルまで	一〇・八〇メートルから二四・八〇メートルまで	二〇八・〇〇メートル	二〇八・〇〇メートル	二〇八・〇〇メートルは、県道多古笹本線と重用となる。

### 千葉県告示第三百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和五年十月十七日から三週間、縦覧に供する。

令和五年十月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 道路の種類 県道
- 路線名 多古笹本線
- 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長
	前	後		
香取郡多古町染井字塚崎一、八番一地先から二一九番一地先まで	七・六〇メートルから一〇・八〇メートルまで	一〇・八〇メートルから二四・八〇メートルまで	二〇八・〇〇メートル	二〇八・〇〇メートル

## 公告

## 告示

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年十月十七日松戸市の変更に係る松戸都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧

に供する。  
令和五年十月十七日

千葉県知事  
熊谷俊人

購読料  
本号  
一部

六円

発行者  
購読申込先  
千葉市中央区市場町一番一号

千  
葉  
県  
〇四三(二三三)二六五八